

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成31年3月14日(2019.3.14)

【公開番号】特開2019-13792(P2019-13792A)

【公開日】平成31年1月31日(2019.1.31)

【年通号数】公開・登録公報2019-004

【出願番号】特願2018-188011(P2018-188011)

【国際特許分類】

A 6 1 M 16/06 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M	16/06	C
A 6 1 M	16/06	Z

【手続補正書】

【提出日】平成31年1月9日(2019.1.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 2 9 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 2 9 1】

いくつかの実施形態では、カニューレ本体を備える鼻カニューレであって、カニューレ本体から1つの鼻プロングまたは一対の鼻プロングが使用者の鼻孔と係合するように延在し、カニューレ本体から一対のサイドアームが外側に延在し、カニューレ本体にヘッドギアシステムが接続可能であり、カニューレ本体が、使用者の顔面に対して実質的に一致するが、使用時に、サイドアームのより外側の部分に加えられる力または張力により、一方または両方の鼻プロングが使用者の鼻棘領域に対してそれほど邪魔しないように仕向けられるかまたは促進されるように、十分な剛性を提供する。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 6 7 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 6 7 5】

この場合もまた、図83～図85を参照すると、鼻カニューレ等の患者インタフェースが示されている。鼻カニューレは、概して40101の領域に示すカニューレ本体を備えることができ、そこから、1つの鼻プロングまたは一対の鼻プロングが、使用者の鼻腔(複数可)に係合するかまたは使用時にガス流を送達するようにそこから延在することができる。図示するように、一対のサイドアーム40100、40102は、外側に延在し、ヘッドギアシステムはそこに接続可能である。図示するヘッドギアシステムは分岐可能ストラップのものであるが、鼻カニューレ等の患者インタフェースと使用することができるような関連するあらゆる形態のヘッドギアを利用することができる事が理解されよう。40101によって示す領域におけるカニューレ本体(または、少なくとも、患者の顔面に接触可能であり得る後方部分)は実質的に使用者に対して一致するが、カニューレ本体は、使用時、(ヘッドギアがサイドアームに接続する部分における等)より外側の部分に加えられる力または張力、サイドアーム40100、40102が、一方あるいは両方の鼻プロングまたは少なくともカニューレ本体40101あるいはプロングに関連する本体の部分が使用者の鼻棘領域に対してそれほど邪魔しないようにするように、十分剛性がある。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】1102

【補正方法】変更

【補正の内容】**【1102】**

458. カニューレ本体を備える鼻カニューレであって、カニューレ本体から1つの鼻プロングまたは一对の鼻プロングが使用者の鼻孔と係合するように延在し、カニューレ本体から一对のサイドアームが外側に延在し、カニューレ本体にヘッドギアシステムが接続可能であり、カニューレ本体が、使用者の顔面に対して実質的に一致するが、使用時に、サイドアームのより外側の部分に加えられる力または張力により、一方または両方の鼻プロングが使用者の鼻棘領域に対してそれほど邪魔しないように仕向けられるかまたは促進されるように、十分な剛性を提供する、鼻カニューレ。

【手続補正4】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】**【特許請求の範囲】****【請求項1】**

ガス送達機構と、

前記ガス送達機構に接続された本体と、

前記本体から延在する一对のサイドアームと、

前記一对のサイドアームに沿って延在して、前記ガス送達機構の領域で連結する、連結した材料のセクションと、を備え、

前記本体及びサイドアームは、前記連結した材料のセクションによって、前記サイドアームへの張力の印加が、前記ガス送達機構を、本来患者の鼻棘の邪魔になる位置から離れるように移動するように仕向けるように、接続されている、患者インターフェース。

【請求項2】

前記本体及び前記一对のサイドアームは第1材料から形成され、前記連結した材料のセクションは第2材料から形成される、請求項1に記載の患者インターフェース。

【請求項3】

前記第2材料は前記第1材料よりも相対的に剛性を有する、請求項2に記載の患者インターフェース。

【請求項4】

前記第1材料は前記第2材料よりも相対的に軟質である、請求項2に記載の患者インターフェース。

【請求項5】

前記本体は、第1材料から形成され、患者に対して実質的に一致する、請求項1～4のいずれか一項に記載の患者インターフェース。

【請求項6】

前記第1材料は前記第2材料上にオーバモールドされている、請求項2～5のいずれか一項に記載の患者インターフェース。

【請求項7】

前記連結した材料のセクションは、前記サイドアームから前記本体を通って延在する、請求項1～6のいずれか一項に記載の患者インターフェース。

【請求項8】

前記連結した材料のセクションは、前記第1材料が取り付けられる枠または骨組みを形成する、請求項2～7のいずれか一項に記載の患者インターフェース。

【請求項9】

前記連続した材料のセクションは、各サイドアームの蝶番部を形成し、前記蝶番部は前記サイドアームの長さに沿って位置する、請求項1～8のいずれか一項に記載の患者インタフェース。

【請求項10】

前記蝶番部は、前記本体に隣接している、請求項9に記載の患者インタフェース。

【請求項11】

前記一対のサイドアームの各々に沿って延在する前記連続した材料のセクションは、前記本体から前記サイドアームの端部に向けて剛性が減少する、請求項2～10のいずれか一項に記載の患者インタフェース。

【請求項12】

前記連続した材料のセクションは、中心部分において前記患者の顔面から離れて架け渡されまたは延在するよう構成されまたは形成される、請求項1～11のいずれか一項に記載の患者インタフェース。

【請求項13】

各々のサイドアームの端部がヘッドギアに接続されている、請求項1～12のいずれか一項に記載の患者インタフェース。

【請求項14】

前記ヘッドギアは分岐可能ストラップを備える、請求項13に記載の患者インタフェース。

【請求項15】

前記本体は、マニホールドを解除可能に受け入れるように構成されている、請求項1～14のいずれか一項に記載の患者インタフェース。

【請求項16】

前記マニホールドは、ガス供給管に接続されている、請求項15に記載の患者インタフェース。

【請求項17】

前記ガス供給管を前記一対のサイドアームの一つのサイドアームに固定するクリップをさらに備える、請求項16に記載の患者インタフェース。

【請求項18】

前記マニホールドは、前記第1材料に比較して相対的剛性材料で形成されている、請求項15～17のいずれか一項に記載の患者インタフェース。

【請求項19】

前記マニホールドは、実質的に「C」字型または「U」字型マニホールド接続部を備える、請求項15～18のいずれか一項に記載の患者インタフェース。

【請求項20】

前記サイドアームの各々は、前記サイドアームに力または張力を加える前に、前記サイドアームが前記患者の顔面から離れるように外側に湾曲するような予備形状または形状を画定する、請求項1～19のいずれか一項に記載の患者インタフェース。

【請求項21】

前記本体又はガス送達機構の、患者の鼻中隔に隣接する領域は、ピローまたはピロー様セクションを形成する、請求項1～20のいずれか一項に記載の患者インタフェース。

【請求項22】

前記ピローまたはピロー様セクションは相対的中空領域である、請求項21に記載の患者インタフェース。

【請求項23】

前記ピローまたはピロー様セクションは、使用時に前記患者の鼻中隔に実質的に隣接する領域において、相対的に薄い壁または伸縮性のあるセクションである、請求項21または22記載の患者インタフェース。

【請求項24】

サイドアームの一方または両方とヘッドギアとの間の締結機構をさらに備える、請求項

1～23のいずれか一項に記載の患者インターフェース。

【請求項25】

前記ガス送達機構は、1または2以上の鼻プロングを備える、請求項1～24のいずれか一項に記載の患者インターフェース。

【請求項26】

前記連続した材料のセクションは、各サイドアームに沿って延在し、一方または両方の前記鼻プロングの領域で連結するかまたは機械的に結合されている請求項25記載の患者インターフェース。

【請求項27】

前記連続した材料のセクションは、加えられる力または張力をサイドアームから一方または両方の前記鼻プロングの領域に移動させることができる材料である、請求項25または26に記載の患者インターフェース。

【請求項28】

前記サイドアームは、使用時に、ヘッドギアによって鼻カニューレに加えられている力または張力の、患者の頬への、そして前記患者の鼻棘領域から離れるような、または前記患者の鼻棘領域に加えられている力または張力から離れるような、移動または配置あるいは再配置または分散あるいは再分散を促進するように構成されている、請求項1～27のいずれか一項に記載の患者インターフェース。

【請求項29】

使用時に確立される蝶番または撓み点または屈曲点は、患者の左あるいは右または両方のうちの1つまたは複数またはその周囲の領域、すなわち、下外顎、上外顎、頬骨弓、顎凹部または頬骨弓の下方である、請求項1～28のいずれか一項に記載の患者インターフェース。